平成２１年（フ）第４５６４号
神奈川県茅ヶ崎市菱沼３－１－40第二菱沼ハイツ２Ｆ、開始決定時の住所大阪市淀川区東三国６丁目10番２号サンロイヤル501号室
破産者　宮内　庸光
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６８０号
兵庫県神戸市灘区森後町２丁目３番13―102号
破産者　坂根　克也
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７９６号
大阪府豊能郡能勢町平通101番地の202
破産者　山野内敦子（旧姓絹笠）
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１９８号
大阪府茨木市鮎川２丁目22番25号
破産者　今園千十世
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１３４号
大阪府枚方市香里園町４番28号、開始決定時の住所大阪府枚方市香里園桜木町21番９号
破産者　服部伊佐男
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５４号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目20番地の２－Ｅ20―403
破産者　東條　雅信
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９００７号
大阪府池田市神田１丁目25番11号
破産者　関　　至補
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８７６号
大阪市平野区長吉長原東１丁目11番８―1209号
破産者　毎日新聞木の本販売所こと　多賀　隆光
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４５５号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目10番28号、前住所大阪府藤井寺市藤井寺３丁目２番55号
破産者　弐藤建設こと　齋藤　幸広
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５８４号
堺市美原区さつき野東３丁目22番地１
破産者　上西健太郎
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４号
兵庫県三木市緑が丘町本町１丁目202番地の３　シャーメゾンヴェルジェ201号、従前の住所兵庫県小野市育ヶ丘町1475番地の295
破産者　村上　淳司
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６号
神戸市須磨区友が丘１丁目35番地Ａ１―202号
破産者　髙瀬　菜穂
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９２１号
兵庫県尼崎市上ノ島町２丁目34番25号
破産者　小野村アイ子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９号
岡山県井原市西江原町936番地１　グランエトワールＢ202
破産者　山元　聡子
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１２７７号
北九州市小倉南区春ケ丘９番５号
破産者　中　　敏廣
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３５５号
佐賀県佐賀市久保田町大字新田3071番地66
破産者　山田　里恵（旧姓田代）
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５号
鹿児島県奄美市笠利町大字用安1294番地２
破産者　福崎　徳雄
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部